

名寄市病院事業告示第 7 号

下記について、次のとおりプロポーザル方式により受託者を特定するので、名寄市病院事業プロポーザル方式実施要綱（令和元年名寄市病院事業訓令第 1 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 11 月 6 日

名寄市病院事業管理者 和泉 裕



1 業務の名称、内容等

(1) 業務の名称

名寄市立総合病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務

(2) 目的

診療費の精算にかかる利用者の利便性の向上と、待ち合いの密を防ぎ感染症のまん延を防止することを目的として、診療費のクレジットカード決済を導入する。

(3) 業務の内容

業務の内容は、「名寄市立総合病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務仕様書」に定める。

(4) 履行場所

名寄市立総合病院（北海道名寄市西 7 条南 8 丁目 1 番地）

(5) 履行期限

令和 3 年 3 月 1 日稼動開始（予定）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。ただし、同条第 1 号中、「当該入札」とあるのは「当該プロポーザル」と読み替えるものとする。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定によって更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 本件公告の日から契約の相手方の決定までの間、名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 6 月 6 日告示第 1034 号）第 4 条の規定に基づく排除措置を受けた期間がないこと。
- (4) 業として本件に係る業務を営んでいること。

- (5) 平成 28 年度以降に病床数 300 床以上の日本国内の病院のクレジットカード決済に係る指定代理納付業務に 2 件以上の契約実績があること（参加意向申出書提出時点において履行中のものでも可とする。）。
- (6) クレジットカード決済に係る指定代理納付業務に 3 年以上の実務経験を有する者を本件の責任者として配置できること。
- (7) プロポーザル参加意向申出書の提出時点で、名寄市競争入札参加資格者名簿、もしくは名寄市病院事業競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

3 受託候補者の特定方法等

受託候補者の特定方法等は、別紙「名寄市立総合病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務公募型プロポーザル実施要項」のとおりとする。

4 担当部課

本件に関する担当部課は次のとおりとする。

名寄市立総合病院 事務部総務課経理係

〒096-8686 北海道名寄市西7条南8丁目1番地

Tel01654-3-3101(内線2215)

5 関係書類の公表

(1) 公表場所

本業務に関する書類は、名寄市立総合病院ホームページにおいて公表する。

(2) 公表時期

令和 2 年 11 月 6 日より本業務にかかる契約締結の日まで

ただし、名寄市病院事業管理者が特別必要と認める場合は公表時期以降継続して公表を行う。